

木造建築物の組立て等作業主任者技能講習のご案内

宮崎労働局登録番号第2号（登録有効期間 平成31年3月30日）
建設業労働災害防止協会宮崎県支部
〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19（宮崎県建設会館4階）
TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504

<http://www.kensaibou-miyazaki.jp> 建災防宮崎県支部 検索

「申込書」はホームページからも印刷できます。

労働安全衛生法第14条の規定に基づき、軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業は、登録教習機関が行う技能講習を修了した者を作業主任者として選任することが義務づけられています。

当協会支部においては、宮崎労働局長の登録を受け、当該作業主任者の技能講習を下記要領により実施いたしますので、この機会に受講頂くようご案内します。

記

1 講習の対象 木造建築物の組立て等作業主任者の資格を取得しようとする方

2 受講資格

- (1) 木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業（次号において「構造部材の組立て等の作業」という。）に3年以上従事した経験を有する方
- (2) 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した方で、その後2年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有する方
- (3) その他厚生労働大臣が定める方

3 開催日時及び会場

講習日	講習会場
平成30年8月28日(火)～29日(水)	宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙 2559-1）

* 午前8時15分受付、8時45分開講です。 * 会場駐車場有 * CPDS対象外講習です。

4 講習科目及び時間

第1日目（午前8時45分開講 午後5時閉講）

(イ) 木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識 7時間

第2日目（午前8時45分開講 午後5時閉講）

(イ) 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 3時間

(ロ) 作業者に対する教育等に関する知識 1時間30分

(ハ) 関係法令 1時間30分

(ニ) 修了試験 (1時間)

5 講習科目の受講の一部免除

受講の免除を受けることができる方	受講の免除を受ける講習科目
<ol style="list-style-type: none"> 1. 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した方 2. 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した方 3. 鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した方 4. 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した方 	<ul style="list-style-type: none"> ○工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 ○作業者に対する教育等に関する知識
<ol style="list-style-type: none"> 1. 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系木造建築科、建築施工系とび科又は建築施工系プレハブ建築科の訓練を修了した方 2. 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である高度職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第6の訓練科の欄に定める居住システム系建築科、又は居住システム系住居環境科の訓練を修了した方 3. 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「平成5年改正前の能開法規則」という。）別表第3の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（以下「訓練法」という。）第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した方（とび科の訓練を修了した方にあつては当該訓練において木造軸組みについての技能を専攻した方に限り、プレハブ建築科の訓練を修了した方にあつては当該訓練において木質構造施工についての技能を専攻した方に限る。） 4. 旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平成5年改正前の能開法規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練（訓練法第10条の準則訓練である養成訓練及び旧訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した方 5. 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。）附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）別表第2の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科若しくはプレハブ建築科の訓練の例により行われる訓練を修了した方又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる建築科、 	<ul style="list-style-type: none"> ○木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識 ○工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識

受講の免除を受けることができる方	受講の免除を受ける講習科目
<p>とび科若しくはプレハブ建築科の訓練を修了した方（とび科の訓練の例により行われる訓練を修了した方及びとび科の訓練を修了した方にあつてはこれらの訓練において木造軸組みについての技能を専攻した方に限り、プレハブ建築科の訓練の例により行われる訓練を修了した方及びプレハブ建築科の訓練を修了した方にあつてはこれらの訓練において木質構造施工についての技能を専攻した方に限る。）</p> <p>6. 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練（旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した方（とび科の訓練を修了した方にあつては木造軸組みについての技能を専攻した方に限り、プレハブ建築科を修了した方にあつては木質構造施工についての技能を専攻した方に限る。）</p> <p>7. 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表に掲げる検定職種のうち、建築大工又はとびに係る1級又は2級の技能検定に合格した方</p>	
<p>職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた方</p>	<p>○木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識</p> <p>○工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>○作業者に対する教育等に関する知識</p>

6 受講料及びテキスト代（税込）

全科目受講者（13時間）	11,260円（受講料 9,720円、テキスト代 1,540円）
一部免除者（8.5時間）	10,180円（受講料 8,640円、テキスト代 1,540円）
〃（3時間）	8,020円（受講料 6,480円、テキスト代 1,540円）
〃（1.5時間）	6,940円（受講料 5,400円、テキスト代 1,540円）

7 受講手続

- 所定の「申込書」に必要事項を記入の上、**写真1枚を貼付し、本人確認書類**を添えてお申し込み下さい。（一部免除希望の方はそれぞれの証明書等を添付して下さい。）
なお、受講料・テキスト代を銀行振込みされる場合は、建設業労働災害防止協会宮崎県支部の口座（**みずほ銀行 宮崎支店 普通預金1027184**）に振り込んで下さい。
- 受付は申し込み順とし、定員になり次第締切ります。
- 無断で欠席された場合、受講料金は返還致しません。
- テキストは、受付会場でお渡しします。
- 記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- 遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。
- 受講希望者が15名に満たない場合、中止になることがありますのでご了承下さい。

建設労働者確保育成助成金のご案内

建設事業主が雇用する建設労働者に技能講習等を受講させた場合、経費（委託費の75%～60%）及び賃金の一部（1人1日当たり7,600円～6,650円）が助成されます。受講の原則2か月前から1週間前までに労働局へ計画届等の書類を提出する必要があります。

〔お問合せ・支給申請先〕 宮崎労働局 職業安定部 職業対策課 助成金センター
 (〒880-0805 宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階 TEL: 0985-38-8824)